

国土審議会第5回豪雪地帯対策分科会

平成24年10月23日（火）

【西村分科会長】 お待たせしました。それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

国土審議会豪雪地帯対策分科会の委員及び特別委員総数17名のうち、定足数である半数以上のご出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第5回豪雪地帯対策分科会を開催いたします。

では、会議の冒頭につき、本日の会議の公開と国土審議会に関する手続につきまして申し述べます。

国土審議会運営規則第5条第1項の規定により、会議は原則として公開することとされておりまして、同運営規則第7条第5項の規定により、分科会にも準用することとされておりまして、したがって、本日の分科会でも会議・議事録ともに原則公開したいと考えておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

それでは、委員等の紹介について、事務局よりお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 当分科会の事務局を担当しております、国土交通省地方振興課長の長崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご出席の委員の皆様を紹介させていただきます。

まず、分科会長の西村幸夫委員でございます。

【西村分科会長】 西村です。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 衆議院からご指名いただいた委員として、京野公子特別委員でございます。

【京野委員】 京野でございます。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 参議院からご指名いただいた委員として、岸宏一特別委員でございます。

そして、地方公共団体からの委員として、五十嵐忠悦特別委員でございます。

【五十嵐（忠）委員】 よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 続きまして、高橋幹夫特別委員でございます。

【高橋委員】 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 それから、学識経験者の委員としまして、對馬勝年特別委員でございます。

【對馬委員】 對馬です。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 北村真夕美特別委員でございます。

【北村委員】 青森の北村でございます。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 木村一裕特別委員でございます。

【木村委員】 木村でございます。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 沼野夏生特別委員でございます。

【沼野委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 ありがとうございます。

なお、糸川正晃特別委員、梶原康弘特別委員、風間直樹特別委員、金子恵美特別委員の4方におかれましては、いずれもこのたびの内閣改造に伴い各府省の政務官に就任されたため、特別委員の辞任届が出されており、本日欠席となっております。また、菊田真紀子特別委員、長島忠美特別委員、泉田裕彦特別委員、五十嵐由利子特別委員は、それぞれご都合により欠席との連絡をいただいております。

次に、国土交通省からの出席者として、長安国土交通副大臣でございます。

【長安国土交通副大臣】 どうもお疲れさまでございます。

【長崎地方振興課長】 続きまして、大森国土政策局長でございます。

【大森国土政策局長】 大森でございます。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 続きまして、渡延審議官でございます。

【渡延審議官】 渡延でございます。

【長崎地方振興課長】 岩本国土政策局総務課長でございます。

【岩本総務課長】 岩本でございます。

【長崎地方振興課長】 そのほかにも本分科会の幹事である関係府省からも出席いただいております。

【西村分科会長】 ありがとうございます。

本日は長安副大臣が出席しておられますので、ごあいさつをちょうだいしたいと思います。副大臣、お願いします。

【長安国土交通副大臣】 はい、長安でございます。国会議員の皆様、市長、各界の有識者の委員の皆様、ご多忙中にもかかわらず、ご出席賜りましてありがとうございます。

日ごろのご指導、ご鞭撻に感謝申し上げたいと思う次第でございます。

昨冬は2年続けての大雪に見舞われたところが多く、高齢者を中心に全国で134名の方々が雪処理中の事故等で亡くなられたわけでございます。また、高齢化、過疎化が進む中で、雪処理の担い手不足の問題、また、除雪されない空家の倒壊といった問題が顕在化をしております。また、異常な降雪によって多数の車両が道路上に長時間滞留するという問題も発生をしております。一方で、昨年の東日本大震災後の電力不足を背景に、雪冷熱エネルギーの活用促進にも注目が集まっております。こうした課題に対応するべく豪雪地帯対策特別措置法が本年の3月に全会一致で改正をされ、道路改築等に関する特例措置の期限延長と合わせて除排雪の体制の整備など新たな規定が追加されたところでございます。

こうした状況の中、本日ご審議いただく豪雪地帯対策基本計画の変更案は、昨今の大雪による被害の状況や改正豪雪法の趣旨を踏まえるとともに、本年6月に開催いたしました前回の分科会でいただいたご意見を踏まえ、雪処理の担い手の確保、空家にかかわる除排雪等の管理の確保、雪冷熱エネルギー等の活用促進、集中降雪時の道路交通の確保という項目を中心に内容の充実を図ったものでございます。

限られた時間ではございますけれども、積極的なご議論をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【西村分科会長】 どうもありがとうございました。

なお、長安副大臣におかれましては、公務のご都合でこれにてご退席されるということになりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、議事に入る前に事務局より資料の確認をお願いしたいと思います。

【長崎地方振興課長】 それでは、お手元に配っております資料、まず、本日の議事次第、それから委員名簿がとじてございます。そして、資料1として国土審議会への諮問文が2枚セット、資料2が基本計画変更の案文、資料3が基本計画の新旧対照表、資料4がその変更案の概要を記しましたパワーポイントの資料、そして参考資料として、参考1が豪雪地帯に係る主要対策概要という資料、参考2が豪雪法の条文を記載したもの、参考3が国土審議会の運営規則等関係の規定をまとめたものでございます。それから、これとは別に1枚紙で、本日ご欠席の泉田特別委員から「豪雪地帯における課題について」という資料が出されておりますので、それもお配りしているところでございます。

以上です。

【西村分科会長】 よろしいでしょうか。それでは、さっそく豪雪地帯対策基本計画の変更について議事に入りたいと思います。

本日は、豪雪地帯対策特別措置法第3条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣から国土審議会会長宛てに豪雪地帯対策基本計画の変更について審議会の意見を求める旨の諮問があり、また、国土審議会運営規則第7条第1項の規定に基づいて、国土審議会会長より本豪雪地帯対策分科会に対し審議を付託する旨、文書が届いております。まず、事務局からこれを朗読願います。

【長崎地方振興課長】 それでは、お手元の資料1-1をごらんいただけますでしょうか。これが豪雪地帯対策特別措置法を所管する3大臣連名で国土審議会会長宛てに出されました諮問文でございます。本文の部分を朗読いたします。

豪雪地帯対策基本計画の変更について（諮問）。豪雪地帯対策基本計画変更案を別添のとおりとりまとめたので、豪雪地帯対策特別措置法第3条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

なお、文中別添と書いてありますものは、本日の資料2がそれに相当するものでございます。

そして、これを受けまして、その次のページの資料1-2と書いてありますのは、国土審議会会長から本分科会会長宛てに審議を付託するという趣旨の文書でございます。本文だけ朗読させていただきます。

豪雪地帯対策基本計画の変更について。総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣より当審議会に意見の求めのあった以下の件については、国土審議会運営規則第7条第1項の規定に基づき、貴分科会に付託する。

以上でございます。

【西村分科会長】 ありがとうございます。

なお、事務局からは本日の審議を経て速やかに答申をいただき、新たな基本計画を、雪の季節になる前にとのことですが、早急に決定したいと聞いております。そのため、本日の会議において答申案をとりまとめたいと思いますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

それでは、諮問事案の詳細等について、事務局よりご説明願います。

【長崎地方振興課長】 それでは、お手元の資料2から4までを使いたいと思いますが、まず、横長の資料4をごらんいただけますでしょうか。基本計画変更案の詳しい内容のご

説明に入ります前に、今までのおさらいも含めて概要を簡単にご説明したいと思います。  
ただし、内容につきましては、6月に開きました前回の分科会でご説明いたしました内容  
と重複する部分も多うございますので、その部分は簡単にしたいと思います。

まず、表紙をめくっていただきまして、2ページ、豪雪地帯対策特別措置法の概要でご  
ざいます。よくご存じの内容ですが、その中ほどに「(2) 豪雪地帯対策基本計画の作成」  
というものがございます。対策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画を国が作成し、閣  
議決定を行います。本日はこの基本計画の変更案をご審議いただくものでございます。

そして、その次、3ページになります。これはさきの通常国会で全会一致で可決成立い  
たしました豪雪法の改正の概要でございます。今回の基本計画変更の背景となるものでご  
ざいますが、改正の内容といたしましては、これもよくご承知のとおり、1つ目には「特  
例措置の期限延長」、それから2番から4番、「除排雪の体制の整備」、「空家に係る除排雪  
等の管理の確保」、「雪冷熱エネルギーの活用促進」といった配慮規定が追加になっており  
ます。

その次、4ページをごらんください。法改正の背景とも重なるわけではございますが、  
基本計画変更のもう1つの背景となります、平成23年、24年の大雪で明らかとなった  
課題でございます。上段の表にありますように、兩年とも130人を超える方が雪でお亡  
くなりになりました。そして、下に簡単に整理しておりますが、その原因としては除排雪  
作業中の事故等がかなりの割合を占めており、また、空家に関して倒壊等の事故が起きた  
ことや、除雪の担い手の減少、特に建設業者の減少に伴って担い手が少なくなっている  
という課題が挙げられます。そして、大雪時の道路管理にも多数の車が長時間滞留するとい  
ったような問題も起きております。こういったことを踏まえまして、今回の基本計画の変  
更を行いたいと考えているところでございます。

5ページをごらんください。基本計画変更案の中身に入ります前に、基本計画がそもそ  
もどういう構造になっているのかというのを簡単な表にまとめたものがこのページでご  
ざいます。「1. 基本計画の目的」から始まり、「2. 基本計画の性格」、「3. 基本計画の重  
点」ときまして、「4. 基本計画の内容」が中心的な部分になります。この中身は大きく  
分けて、「Ⅰ 豪雪地帯に関する事項」と「Ⅱ 特別豪雪地帯に関する事項」になります。

「Ⅰ 豪雪地帯に関する事項」では、「(1) 交通、通信等の確保」から「(2) 農林業等  
地域産業の振興」、「(3) 生活環境施設等の整備」、そして、「(4) 国土保全施設の整備及  
び環境保全」、「(5) 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化」、

といった内容になっております。そして、「Ⅱ 特別豪雪地帯に関する事項」は、ほとんどが「Ⅰ 豪雪地帯に関する事項」を受ける中身になっておりますので、実際の基本計画でも内容的には少なくなっております。そして最後に、「5. 基本計画の推進」という項目がくるという構造になっております。

そういった基本計画について、今回どこを変えるのか、というのが次の6ページでございます。「2. 主な追加・変更項目（案）」というのがございます。今回の主な変更項目としては、先ほどご説明しました法律改正や昨今の雪の状況を踏まえまして、次の4点でございます。「(1) 除排雪の体制の整備」、例えば、地域コミュニティの機能強化による防災力の強化や、②にありますように、除雪ボランティア等の受け入れ態勢の整備といったことであります。そして、「(2) 空家に係る除排雪等の管理の確保」、例えば①にありますように、平時からの所有者の特定等を進めることや、②の倒壊の恐れのある空家の除却等の支援などの項目であります。そして、「(3) 雪冷熱エネルギー等の活用促進」、雪冷熱エネルギーの活用に関する技術の開発や公共施設への積極的な導入、民間施設への導入支援等々の内容でございます。そして、「(4) 集中的降雪時の道路交通の確保」、連鎖的滞留を防止するための通行止めによる集中的な除排雪や、チェーン着脱場等の整備といったこと、さらにはスタッドレスタイヤ等の早期装着に向けた啓発活動といったものを内容としております。

そして、7ページ以下は、主な追加変更事項に関連する既存の取り組みはどういったものがあるのかということですが、写真などは前回の分科会でもご紹介したものとかなり重複いたします。

7ページは「除排雪体制の整備」ということで、例えば、左側に高齢者周辺の一斉除雪作業の様子がございますし、8ページ、これは複雑な図になっておりますが、新潟県で行われております雪の降り方の段階に応じた担い手確保のスキームといったもの、そして、9ページでは左側にチラシの絵がございまして、雪下ろしについての普及啓発に関するチラシを作成したというものでございます。

また、10ページからは空家対策になりますが、10ページは現行での空家への対応についての考え方を一覧に整理したもの、11ページは空家を除却するときの事業の1つとして「空き家再生等推進事業」のご紹介でございます。そして12ページは、これは地方公共団体の取り組みということで、いろいろと既に条例をつくって取り組んでおられるところでございます。右側の写真は、実際に条例に基づいて危険な空家を除却したという事

例です。

そして、13ページから「雪冷熱エネルギー等の活用促進」ということで、写真が幾つか載っておりますが、雪冷熱エネルギーの活用に関する研究開発や、右の写真にあるような新千歳空港における取り組みもごさいます。そして、次の14ページ、15ページも雪冷熱エネルギー関係での取り組みの実例を掲載しています。

そして、最後の16ページは「集中的降雪時の道路交通の確保」ということで、直轄国道の管理の考え方を変えたという点や、ドライバーへの啓発活動の実際の取り組みの様子の写真などを掲載しております。

以上が概要でございます。では、次は資料3に基づきまして、実際に基本計画のどこをどう変えようと考えているのかということをご説明いたします。

左右対称の表になっておりまして、左側が現行計画、右側が変更案、そして、赤字になっているところも含めまして下線部分に変更部分でございます。それから、ご説明の都合上、表の左側に整理番号001といったものを載せており、下の中央にページ番号を載せておりますので、これに沿ってご説明したいと思います。

1ページでございます。一番上の行にあります「基本計画の目的」というところについて、ここについては幾つか修正を加えておりますが、まず最初のところ、これは平成23年、24年に発生した大雪を踏まえてどういう課題が浮き彫りになったのかということで、表現を修正しております。中ほどで豪雪地帯の持っている、いわば強みに相当するところを記述している部分がございますが、ここに昨今の地球温暖化問題の対応などを踏まえた雪冷熱エネルギーの活用といった観点をに入れております。そして、このページの一番下の「雪に強い安全・安心な……」というところでは、平成20年につくられました国土形成計画における豪雪地帯対策の記述に合わせております。

2ページをごらんください。中ほど、整理番号002番に「2 基本計画の性格」がございますが、ここはほとんど変更はございません。

そして、「3 基本計画の重点」というところで、この次にくる基本計画の内容の整理の視点を記述しています。この中では、「第3に」というところで、雪処理の担い手に関する記述を追加しております。もともとの「生活環境施設の総合的な整備・拡充」という表現では雪処理の担い手というのが少し読みづらいと考えまして、記述を追加いたしました。

3ページをごらんください。中ほど、101番から「4 基本計画の内容」に入り、「1

豪雪地帯に関する事項」、その最初の項目が「(1) 交通、通信等の確保に関する事項」になります。

次の4ページからの「ア 道路交通の確保」のうち、104番「除雪体制の確保等」につきましては、かなり記述を変えております。先ほども触れましたが、走行不能となる車両が発生した際に、一旦通行止めを行って集中的な除雪を行う、といった新しい考え方による取り組みを記述しているところです。

5ページをごらんください。105番「防雪施設の整備」ということで、チェーン着脱場や除雪ステーション等の整備を進めるという記述を追加しております。

6ページをごらんください。一番上の「歩道除雪の推進」というところ、ここでは特に通学路の除雪の問題がございますので、児童などの安全確保に配慮し、通学路という記述を追加しております。

7ページをごらんください。中ほどの112番「住民に対する啓発等」で、スタッドレスタイヤ等の早期装着に向けた啓発や、新たに112-2番として、「運輸団体等に対する啓発等」という項目を入れ、いわばプロドライバーの皆さんにも啓発をしていこうという趣旨の記述を入れております。

その下の「イ 鉄道・軌道交通の確保」につきましては、特に変更はございません。

8ページをごらんください。中ほどで「ウ 船舶・航空機による交通の確保」という項目がございますが、116番「航空機による交通の確保」の記述は全面的に変わっております。これは、冬期における航空機の安全・安定的な運航のための施設整備というものは一通り概成したということを受けまして、これからはむしろ既存施設の改良や、効果的な除雪方法の確立等に努めたい、という趣旨で書き直したものでございます。

9ページをごらんください。「エ バスによる交通の確保」は特に変更はございません。

その次、「オ 通信及び情報の確保」について、災害情報の伝達手段として、防災行政無線に限らず、CATVやメールの一斉送信など、最近は多様化しておりますので、「多様な災害情報伝達手段」というように記述を改めております。

10ページをごらんください。「カ 電力の確保」は特に変更はございません。その次から新しい項目に入りますが、「(2) 農林業等地域産業の振興に関する事項」について、ここでも前文のところに雪冷熱エネルギーという言葉を追加しておりますが、具体的な中身の記述は次の11ページからになります。

11ページの「ア 農業の振興等」について、ここで最初に2つほど記述を追加、変更

した部分がございますが、これは豪雪地帯特有の問題というよりは、むしろ現在の農政の方針を踏まえた記述の変更になっており、6次産業化や戸別所得補償制度の適切な推進等といった言葉を入れております。そして、このページの一番下に、農業の分野での雪冷熱エネルギーの活用という観点から、農産物のブランド化や低コストでの出荷調整といった記述を明確に書き込んでおります。

12ページは特に変更はございません。13ページの205番「雪害対策の充実」について、近年の豪雪、大雪を踏まえまして、農地や農業用施設の雪対策や、農産物の雪害対策に関する記述を追加いたしております。このページ中ほどから「イ 林業の振興」になります。ここに関しては特に変更点はございません。また、14ページの中ほどの「ウ 水産業の振興」、ここも特に変更はございません。

その下の「エ 工業及び新しい産業の振興」について、変更した部分は次の15ページの上のほうになりまして、雪冷熱エネルギーを活用した施設整備という文言を追加しております。これは、雪冷熱を活用した、例えば、データセンターのような取り組みをイメージしております。

そして、中ほど「オ 商業・サービス業等の振興」について、212番「運輸業及び建設業の振興」という中で、下線部にありますように、建設業につきまして、除雪業務の発注に当たっての適切な費用計上や、夏と冬の仕事を一体となって発注する包括的な契約方式などを内容とする地域維持型契約方式を活用するという、昨年から導入されました手法をここで記述しております。

16ページをごらんください。中ほどの「カ 交流の推進」については、ここも特に変更はございません。

17ページをごらんください。「キ 雇用対策の推進」も変更はございませんが、中ほどの301番「(3)生活環境施設等の整備に関する事項」から新しい項目に入ります。

18ページをごらんください。まず、「ア 教育環境の向上」については、ここも特に変更はございません。

19ページをごらんください。308番から「イ 保健衛生施設の整備」になりますが、この中で、一番下の310番「農村検診センターの整備」については、タイトルから変わっております。これは左の現行計画にあります市町村保健センターが、補助金がなくなつて税源移譲されたということがありますので、それを受け、いわば残りました農村検診センターの整備というものを国の計画として入れ込んでいるところです。

20ページをごらんください。「ウ 医療体制の強化」、それから、「エ 介護・福祉サービス供給体制の整備等」について、ここも特に大きな変更はございませんが、若干言葉の修正等がございます。

21ページをごらんください。「オ 居住環境の向上」というところに入りますが、22ページの315-2番「空家に係る除排雪等の管理の確保」という項目は、今まで全く記述がなかったものを新たに追加しております。中身といたしましては、空家の倒壊等による危害を防止するため、所有者による普段からの適切な管理の促進や、倒壊のおそれのある空家の除却の支援や、既に倒壊した場合の対策、さらには先進的な取り組みの普及、その他必要な措置を講ずる、という記述にしております。

それから、「克雪用水の確保等」については、全面的に書きかわっていますが、これは内容の変更というよりは、正直申しまして、左側の文書がだらだらと長くてわかりにくいということがありますので、右側では問題認識は何かということから始まって、途中からは具体的なこれこれがあるというふうに、少し整理して書き直したもので、内容的な変更はほとんどありません。

23ページをごらんください。「雪冷熱エネルギー等の利用」について、現行計画にも3行ばかりの記述はありましたが、法改正で追加されたということもありますので、内容を充実させております。前段に問題意識を書いた上で、「このため」以降で技術開発を進める、あるいは、公共施設等に積極的に取り入れる、といった記述を追加しております。

24ページをごらんください。「カ 消防防災施設等の整備」については、324番で文言を現在一般的に使われている用語に若干変更したという程度の修正です。

25ページをごらんください。「キ 雪処理の担い手の確保」の記述を充実させております。もともとあった記述をベースに、問題意識といいますか、こういったことが重要視される背景を冒頭に入れ、除雪ボランティア等を含めた除排雪の体制整備に努めるということや、中ほどに「その際」ということで雪処理に当たっての留意事項、除雪作業の持つ潜在的危険性に関する啓発活動を推進することや、命綱等を普及するといった取り組みを追加しております。そして、広域連携に関する部分につきましても、建設業団体に限らずその他の非営利団体という言葉や、これは法律の条文でもそのように書かれたこともありますので、追加しております。

その下の「(4) 国土保全施設の整備及び環境保全に関する事項」から、防災と環境についての記述になります。

26ページをごらんください。中ほどの「融雪出水災害の防止」に土砂災害に関する調査と情報提供に関する記述を追加しております。

27ページをごらんください。中ほどの406番「警戒・避難体制の確立及び災害復旧対策の強化」について、災害情報伝達手段の多様化といったようなことを表現として採用しております。

そして、最後の「環境の保全」について、ここにも雪冷熱エネルギーという言葉を追加するとともに、現在の環境政策の一般的な言い方、特に低炭素といった言葉を入れた表現に修正しております。

28ページをごらんください。「(5) 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項」の中ほど、「調査研究体制の整備」のところ、担い手としての土木研究所を追加するとともに、この文章の最後で、研究だけではなく成果の普及を図るということを強調して追記しております。

29ページ、「調査研究内容の充実」について、この中で、先ほどの雪下ろしとも関係して、雪下ろし等の除排雪に伴う事故への対応策に関する調査研究を行うという記述を追加いたしましたしております。

そして、このページの下の方、601番から「II 特別豪雪地帯に関する事項」に入ります。ただし、先ほども申しあげましたように、ほとんどの内容が豪雪地帯一般にも共通するというので、前の部分で書き切っておりますので、もともと記述が比較的簡単なところではございますが、今回も特に変更はございません。30ページが道路交通に関することから農林業等の振興に関する事、それから、31ページ、32ページに生活環境施設等の整備に関する事項が出てまいります、ほとんど変更はございません。

そして、33ページの「5 基本計画の推進」について、最後の項目になりますが、計画推進に当たっての留意事項として、必要な経費の確保や、各種税制上の特例措置の活用に努めるといった記述がございますが、この部分につきましては今回は特に変更はしてありません。

駆け足でご説明いたしました、以上が変更案の内容でございます。今まで新旧対照表でご説明しましたが、この変更したものを溶け込ませたものが資料2でお配りした豪雪地帯対策基本計画（第6次）の案文となっております。

以上でございます。

【西村分科会長】      ありがとうございます。

ただいま事務局から豪雪地帯対策基本計画の変更案について、各条文の一つ一つにわたる非常に細かい説明等をいただきました。これらについて、皆様方のご審議をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質問等がおありでしたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【對馬委員】 質問ですが、資料3の4ページの103番について、(イ)の2行目、「路線の計画選定を行う」とありますが、「計画」と「選定」は別の言葉ではないでしょうか。表現の問題ですが。

【西村分科会長】 「計画及び選定」か何かにするという文言の訂正ですね。

【長崎地方振興課長】 「計画選定」というのは特別用語ではなくて、「計画及び選定」という表現のほうがいいのではないかと、ということでしょうか。

【西村分科会長】 ご担当の道路局で何かお答えできますか。

【道路局】 意味合いとしては「計画及び選定」ということですが、前回は「計画選定」という表現だったもので、通じるだろうという思いでそのままにしてございました。

【西村分科会長】 いかがでしょうか。

【對馬委員】 もしそうだとすれば、「及び」を入れたほうがわかりやすいと思います。

【西村分科会長】 いかがでしょうか。入れましょうか。

【長崎地方振興課長】 その方向で検討いたします。

【西村分科会長】 ほかにいかがでしょう。

【對馬委員】 もう1か所、7ページの113番の下から2行目のところ、「また、雪崩や地ふぶき等の雪害の防除又は軽減のため」とあって、「流雪溝、雪崩防止さく等の防除雪……」とありますが、この両者の対応がつかないと思います。雪崩防止さくは雪崩に対応し、地ふぶきに対しては防除雪施設が対応しますが、流雪溝は突然出てきて、ちょっとこの文章の流れがわからなかったんですが。私が気付いたのはこの2点だけです。

【西村分科会長】 どうでしょう。

【長崎地方振興課長】 確かに流雪溝というのが唐突な感じがしますので、検討したいと思います。

【鉄道局】 検討させていただきます。

【西村分科会長】 それでは、そのところは検討するということですね。

ほかにいかがでしょうか。

【京野委員】 よろしいですか。新旧対照表の21ページの314番「オ 居住環境の向上」について、現行計画では「高齢者の居住に適した集合住宅の在り方を検討する」という一文が入っておりますが、新しいほうではこの表現が消え、「既存住宅の克雪化」という表現になっております。ここが消えたということは、集合住宅の在り方を検討した結果、これはあきらめたとか、十分に整備ができたとか、何か背景があつて消えたんでしょうか。そこをお聞かせ願いたいと思います。

【西村分科会長】 はい、どうぞ。

【長崎地方振興課長】 実は、先ほど説明を少し省略してしまったのですが、この21ページの314番もとの文章の最後のほうに、「また、集落内でのコンパクトな集合住宅の導入も含めた様々な住まい方の検討や高齢者の安定的な住まい方の検討を地域の方々の参加を得ながら進める」とあります。もとの文章の構成が、高齢者の方々の住まい方を考えるというのが最初に来て、中ほどに住宅の克雪化が出てきて、最後にまた住まい方の問題という、いわばサンドイッチ構造になっており、最初の部分と最後の部分が重複しているということで、その今回消す部分についても「また」以下のところで十分読み込めると判断し、文章を少し簡略化したということです。ですから、施策としてやらない、できているからもうやらなくていい、という趣旨ではございません。あくまでもやるべきことはやりたいと考えておりますが、それらにつきましては「また」以下の内容で読み込めるのではないかという判断でございます。

【京野委員】 サンドイッチ構造になっているとおっしゃるのはそのとおりで、下のほうに同じような表現が繰り返されておりますが、ただ、実際の豪雪地帯の現状としては、高齢化が大変進んでいて、これからは高齢者が減らないで増えていく一方だと思います。なので、あくまでも個人的な見解ですが、記述の順番としては、最初に「高齢化の進行等を踏まえ」と書いておりますものですから、そこに一緒に入れ込むというわけにはいかないものでしょうか。

【西村分科会長】 その点に関してほかの委員の方はいかがでしょうか。

【高橋委員】 この「居住環境の向上」の部分に関して、高齢者に対する居住環境の向上についてはよく理解できるのですが、障害者の方など自立をしている方々への対応というものについては、この前の313番でも「介護・福祉サービス供給体制の整備等」で記述をされてはいなかったものですから、くくりとして「高齢者世帯等の屋根雪下ろし」という、この「等」というところに障害者の方々の部分というか、自立を促す方々というも

のは含まれるという理解でいいのでしょうか。障害者に対する考え方について、何かあれば教えていただきたいと思います。

【西村分科会長】 今2つ出ましたが、この314番あたりで何かお答えがあればと思いますが、いかがでしょうか。

【長崎地方振興課長】 まず、314番の「高齢化の進行等を踏まえ」につきましては、書いている側としては、雪下ろしの問題と住まい方の問題との両方にかかっているという意識で書いております。もとの文章を直すときに、どの部分を生かしてどの部分を変えるかという割り切りの中で、この前半に書かれていた部分を削ったものなので、結果的に雪下ろしが先にきて、後に住まい方の問題が出たという形になっておりますが、意図としては、「高齢化の進行等を踏まえ」というのは両方にかかっているということでございます。

それから、介護・福祉サービス供給体制のところについては、厚労省の方にお答えいただきたいと思います。

【厚生労働省】 厚労省でございます。「高齢者世帯等」の「等」の中に障害者の世帯が入っているかというお尋ねだったかと思います。恐縮ですが、現時点ではわかりませんので、後日ご回答させていただきたいと思います。

【西村分科会長】 そうすると、314番の高齢者の表現に関しては、特段文章を変えなくても趣旨としては読めるのではないかというお答えで、それから、障害者に関しては、「等」をもう1回確認していただく、ということよろしいですか。

【京野委員】 それで結構です。

【西村分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かありますでしょうか。

【沼野委員】 今の京野委員のお話に関連した質問ですが、314番の現行計画の括弧の中、「克雪住宅の普及・促進と雪に強い居住環境の形成」となっていますが、32ページの613番にも「克雪住宅の普及・促進と雪に強い……」という部分があり、素朴な疑問としてなぜ2つ同じような表現があるのかと思ったことと、それから、どうして後者のほうの変更案では「居住環境の形成」という文言がなくなったのか、その辺をご説明いただけたらと思います。もともとが同じような表現だったとは思いますが、私も今まで気がつかなかったものですから。

【西村分科会長】 文言としては、第6次の問題というよりは第5次の問題かもしれませんね。314番と613番が重複ぎみではないかというご質問ですけど、何かコメン

トございますでしょうか。

【長崎地方振興課長】 まず、重複して両方に書いてあるということについては、前段部分が豪雪地帯一般に関する記述で、後段部分は特別豪雪地帯に関する記述なので、特に雪の量が多いところについては克雪住宅の普及の促進が大事だということで、あえて重複して書いたということだと思います。

613番のタイトルが短くなった理由というのは、今はわかりかねますので、確認したいと思います。

【沼野委員】 今回の点に関連して、32ページのほうで意見を述べようと思っておりましたのは、克雪住宅だけではなく、「克雪住宅地」みたいなもの、「克雪市街地」と言ってもいいのですが、それをどうやってつくっていくか、ということも非常に大事なテーマだと思っております。例えば、山形県村山市というところにIターン者が結構入っているような団地がつくられています、雪のないところと同じように団地をつくってしまった結果、一旦入った人が出てしまうというような非常に困った状況になっています。こういう団地は雪国では本当はつくってはいけないのではないかと思いますので、そういうことを少し反映したほうがいいのではないのでしょうか。613番には、「克雪住宅の普及・促進と雪に強い居住環境の形成」という記述を残していただきたい、というのが率直な意見です。両方で言っているのは別に構わないと思います。

【西村分科会長】 住宅だけではなく、住宅地という雪に強い居住環境を形成することが大事ではないかということですね。少し検討いただいて、また後でお答えがあればお願いします。

ほかの点、何かありますか。

【五十嵐（忠）委員】 22ページの316番「克雪用水の確保等」の右側の変更案の真ん中辺、「具体的には、地下水の涵養等による地盤沈下」等々と書いてあるところについて、冬になりますと、私どもは道路や駐車場の除雪のため、地下水をくみ上げて消雪を行っているのですが、厳冬期になりますと、どうしても地下水が枯渇する、という問題があります。横手市は扇状地的なところで、その上流部に水田があるものですから、そこに水を張って涵養する実験というのは結構やってみた経緯があるらしいです。ところが、ほとんど効果が検証できない、実証できないということでやめてしまったんですね。これについて、こういうやり方をしたらとても効果があったから、これはお勧めだ、という事例がもしあれば、後でお教えいただきたいと思います。要するに、表現の問題ではなくて、

こういうふうを書いてはいるけれども、なかなか我々のところではうまくいっていないものですから、うまくいっているんだというのがあれば、それを教えてほしいということでございます。よろしくお願いいたします。

【西村分科会長】      ありがとうございます。

それについて、何かお答えはできますか。

【長崎地方振興課長】      本日は担当の水管理・国土保全局がおりませんので、また後日お知らせしたいと思います。

【五十嵐（忠）委員】      後日で結構です。よろしくお願いいたします。

【西村分科会長】      ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【京野委員】      では、もう一度。今ちょうど横手市長さんをご発言なさったので、それに関連して横手市の事例なんですけど、27ページの406番の災害情報伝達手段の整備促進について、行政として整備促進をするということは必要なことと思いますが、今年の豪雪のときでしたでしょうか、横手市さんのFM横手という、ちょうど開設前の実験放送の段階のFM放送で、例えば、どこに渋滞が起きているとか、どこに除雪車がいて動かないとか、どこの工事が全然入れないとか、そういう情報をFM放送を通じて流していただいたりしていました。それから、その地域の方々がツイッターでリアルタイムに、たまたま目についた雪害の大きいところを知らせてくれると、それで迂回ができ、そこを通らないで済んだなど、非常に効果がありました。ですから、行政のことだけを強調するのではなく、もう少し既存のFM局、今はローカル局もたくさんあることですし、それから、民間の様々な情報伝達手段、ソーシャルネットワーク等も含めて、官だけの、行政だけの話ではなく、もう少し民間の話を上手に書き入れることはできないものかと思いますが、いかがでしょうか。

【西村分科会長】      五十嵐委員、その点に関して何かありますか。

【五十嵐（忠）委員】      実は京野先生の地元の湯沢というところにも、もう10年以上になりますか、キャリアのあるコミュニティーFMがありますが、私ども横手市では、3・11の半年ぐらい前にそれを始めました。ちょうどあの年も2年続けて豪雪になりましたので、今、京野先生からご紹介あったとおり、いろんな意味で大変な威力を発揮しました。なぜ私どもで新市誕生以降にコミュニティーFMに取り組んだのかというと、防災行政無線が、8市町村で合併したうち4町村でしか設置をしていませんでした。それも老朽化してしまっていて、全部に広げて更新するとなると莫大なお金がかかるので、延命策や新し

いことはやらずに、コミュニティーFMを防災の機能として強化するということに切りかえしました。

今先生がおっしゃったように、その運営はほとんど民間にお願いしています。ハードの部分については、横手市には難視聴地域があるものですから、省庁の補助金を活用したり、自分のところの予算で鉄塔を8本立てたりして、今はカバー率が98%ぐらいになっていますが、運営はやはり民間にお願いしないとなかなかうまくいきません。

ですから、コミュニティーFMは近年増えており、隣の大仙市というところも今度いよいよやるらしいですし、もしできるのであれば、そういう観点で考えて取り組む姿勢を表現できればもっといいのかなと思います。

**【西村分科会長】** 防災行政無線だけでなくもう少し多様な情報伝達手段について、まさしく多様な表現があるんじゃないか、ということですね。その辺はいかがでしょうか。

**【長崎地方振興課長】** 防災行政無線が登場するところは、今の406番と118番の2か所があり、どちらも「多様な」という言葉を入れた気持ちはそういうところにあります。が、「多様な」の中身が公だけじゃなくて民のほうにももっとある、ということがわかるようにということですね。ご趣旨はわかりましたので、総務省からお答えいたします。

**【総務省】** 総務省でございます。「等」の中にコミュニティーFM等が読みにくいということであれば、何らかの例示を入れる方向で、前向きに検討させていただきたい。いずれにせよ、よくご相談させていただければと思います。

**【西村分科会長】** それでは、前向きに対応していただくということをお願いしたいと思います。

ほかがいかがでしょうか。はい、北村委員。

**【北村委員】** 3ページの101番「4 基本計画の内容」の「I 豪雪地帯に関する事項」の「(1) 交通、通信等の確保に関する事項」のところに、「厳冬期の大地震を想定した避難路の確保」という意味合いの文言が必要なのではなかろうか、という気がいたしました。

それと、4ページの104番のところについて、前回お願いした地ふぶきや視界不良のときの道路の閉鎖、車両の滞留についてを盛り込んでいただいたことは、本当にありがたいと思っておりますが、そこに滞留した車両の救出や、視界不良のときに退避をするような場所については、「施設」という言葉に入っているのかとは思いますが、どのようにお考えでしょうか。それから、この104番の最後の文節の、ITSから始まって気象や路

面状況の監視・予測システムの整備等々開発を進めるというところについて、気象や路面状況の監視に加え、それを広報するという手段も考えていただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。例えば、前回の会議のときも申し上げましたが、青森県ではNHKなど公共放送が広報をしています。今民間放送のお話もありましたが、公共放送を使うということが明示できなくても、広報が必要だということをどこかに入らないかなという気がいたしました。

それから、107番の「歩道除雪の推進」について、従来から歩道を除雪する機械の開発ということがずっと言われ続けてきていますが、女性や高齢者が使いやすい除雪機の開発ということも盛り込んでいただけないかと思いました。今のところは以上です。

【西村分科会長】      ありがとうございます。3ページ、4ページ、6ページのあたりですけども、このあたりの対応はいかがですか。

【長崎地方振興課長】      道路関係のところは追って道路局から回答してほしいと思いますが、最初の厳冬期の大地震を想定した避難路の確保ということにつきましては、6月の分科会のときにも逃げるルートがないという問題をご指摘いただいて検討はしましたが、この豪雪地帯対策基本計画の中だけで受けとめるのはちょっと厳しい、と考えました。むしろもっと総合的な防災対策の中で避難ルートはどうあるべきかということを検討するほうがいいのではないかということで、今回はちょっと書き込めなかったというのが正直なところでございます。今ご指摘いただいた箇所はいわば前文の部分ですので、具体の施策というよりは、施策を考える上での視点というような部分ですから、そのあたりはもしかすると書き込む可能性はあるのかもしれませんが、具体の施策となると、この豪雪地帯対策ということで特出しするのはちょっと厳しい、ということでございます。

【北村委員】      前段のところで結構でございますので、ぜひご検討いただければと思います。

【西村分科会長】      それでは、道路関係のところはどうでしょうか。104番、107番で道路局からありますか。

【道路局】      まず、104番の退避道路のご指摘については、止めた車をどうするのかというのは検討が必要だと思っております。ただし、幹線道路でございますので、ふぶきの区間に入ってから止めるといっても難しいので、委員のご指摘のとおり、何らかの処置として、ふぶきの区間の手前の退避可能ところで止める、例えば、道の駅があるところなど、そういうポイントをあらかじめ考えながら、早目に、かつ、なるべく止めることに

支障のないところで止めたいということを考えております。現在、国だけではなく、青森の区間ですと県の管理道ですが、道路管理者と一緒に、退避に適当なところを考えながら止めていこう、ということを検討しております。ですから、施設整備というところに単純に直結するというよりは、止め方ということの検討をまさにやっているところです。

それから、広報については、ITSも絡んできますが、今はITSの機器が進化しておりますので、雪だけに限らずいろんな災害の情報、そして、ドライバーさんが危ない状況に陥らないような情報をいかに早く出すかということを検討しており、そういう趣旨をこのITS技術の導入という記述に込めさせていただいたつもりです。

除雪機械につきましては、特に山間部に行くほど自助共助ということで、その地域の方々がオペレートしながら歩道を確保している実態があるということは存じ上げておりますので、配慮事項的にうまく書けないかどうか、検討させていただければと思います。

【西村分科会長】 先ほどの4ページ、104番について、公共放送で広報するというのがありましたね。そこら辺に関してはいかがでしょうか。

【総務省】 総務省でございます。NHK等に対して情報提供を強化するように申し入れるなど、行政的に何かできるかということについては、実は放送法の第3条の規定により、個別の放送内容については編集の自由が担保されているということがございますので、国として強制的にこういうことを放送せよというのは、今の法律の規定上難しい面もあるということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

【西村分科会長】 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

【沼野委員】 ちょっと長くなってしまいかもしれませんが、2.5点ぐらい申し上げたいと思います。1つは空家の問題について、1ページの「基本計画の目的」のところに空家からの落雪を取り上げていただいたのは大変よろしいと思っておりますが、これは泉田委員の資料にもあるように、落雪だけではなくて、倒壊というのが非常に大きな問題だと思います。例えば、「空家の倒壊や落雪による」という文言にしたほうがより広い範囲をカバーできるのではないかと、という提案をさせていただきます。

それから、同じ空家の問題で、22ページの315-2番について、これは全文が新しく設けられたということで、大変意義があると思っておりますが、下から2行目のあたりで、これも「空家に係る除排雪等」とだけの記述になっています。前回は意見を申し上げました

が、さらに空家やその空家を除却した跡地の活用方策についても入れていただいたほうが、少し広がっていいのではないかと気がいたします。例えばこういう事例があるのですが、町中の空家を若い人がほとんど維持費だけでいいような借り方をして、高齢化した地域で雪下ろしなどの雪処理を担ってあげるといふ、実際それにつながるような動きが、例えば山形県新庄市などでも起きております。資料4の11ページにもありますが、そういう取り組みにも道が開かれるような記述にしていいただければと思います。

それから2番目は、25ページの325番「雪処理の担い手の確保」について、除雪作業を安全にするために、例えば命綱など、具体的な文言をどこかに入れていただけないかという話を、これも前の会議のときに申し上げたと思います。下のほうの「その際」以下の3行がそれに当たると思いますが、そうすると、この部分のタイトルについて、例えば、「キ 雪処理の担い手と安全の確保」にしたほうがいいのではないかと、ということが1点あります。それから、「命綱等」という文言について、前回出たような意見を踏まえて、例えば「命綱、ヘルメット等の普及・促進など雪処理事故の防止軽減に努める」といったような記述のほうがいいのではないのでしょうか。

それから、最後に0.5の部分ですが、17ページの301番「生活環境施設等の整備に関する事項」の一番最初の部分について、ここは宣言的な部分という感じもいたしますので、これは希望なんです、例えば、豪雪地帯内でも地域によって多様な形で雪の問題があらわれているという、そういった多様性について、加えて、住民主体、住民参加といったキーワードが入るようにはできないのでしょうか。後のほうでそういうことが少し触れられている場所もあると思いますが、前文的なところで言うていただければ大変いいのではないかと、というお願いです。

【西村分科会長】 2つ半のご要望がありました、いかがでしょうか。

【長崎地方振興課長】 空家からの落雪と空家の倒壊について、主語の関係が微妙に違うので、文章表現上はちょっと難しいところもあるかもしれませんが、ご指摘の方向で検討したいと思います。その他の点につきましても、ご指摘の方向で検討したいと思います。

【西村分科会長】 ありがとうございます。

それでは、五十嵐委員お願いします。

【五十嵐（忠）委員】 雪が降ると、ある意味では道路がきれいに雪で覆われていて、道路に引いた横断歩道の区画線などは全然見えず、雪が消えてみると、区画線はほとんど除雪車が消してしまっています。これについては警察さんで対応するわけですが、これが

なかなかやれていません。これはなぜかという、予算がほとんどないという話で、対応するにしても随分遅く、夏ぐらいになってもまだできていないケースが非常に多くて、我々は大変困っています。お願いはしていますが、なかなかうまくいっていません。

それと同時に、これは国道だけじゃなくて県道でもそうですが、雪消えと同時に道路がすごく傷んでしまっています。その補修がなかなかできません。なぜできないかという、道路が冷えていて、補修してもうまく補修効果が上がらないという技術的なこともあるようですが、それにしても遅過ぎるということが市民の感情としてはあります。端的に言えば危ないんです。応急的なことは時々やってもらったり、我々自身もやってはいますが、道路の補修や横断歩道の区画線など、そういうあらゆる交通の安全にかかわる部分に対する手当てが、雪消えと同時に、タイムリーにクイックに対応するようなことはできないものかなと思います。毎年春になると雪が消え、夏場になると忘れられてしまいましたが、雪のあるところにはそういう問題も実はあります。これは文言の中に表現する、しないの問題ではなく、実行性の高まるような、何かうまい考え方あれば教えていただきたいと思えます。

【西村分科会長】 中身にかかわる話ですが、何かありますか。

【道路局】 道路の補修についてですが、これまで除雪、特に昨今のゲリラ豪雪の関係で除雪費の話が多かったのですが、今の委員のご指摘の件はちょっと認識がございませんでした。状況を確認したいと思いますので、一度伺ってお話を聞きたいということでよろしいでしょうか。

【五十嵐（忠）委員】 はい。

【西村分科会長】 では、そういう形で対応をお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 区画線については、本日は警察庁が欠席ですので、いただいたご意見を持ち帰ります。

【五十嵐（忠）委員】 よろしくをお願いいたします。

【西村分科会長】 それでは、高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 212番「運輸業及び建設業の振興」の追加部分について、随分と抽象的な表現で、受けとめ方によってはいかようにもとれる表現だと思います。例えば、下から3行目、「従来よりも包括的な契約」というものが具体的にどういうことを想定しているのか、また、「地域精通度の高い建設企業」や「地域維持型契約方式」という言葉の定義について、私は前回の会議は参加していなかったもので、以前にこの辺の説明がされて

いるのであれば申しわけないですが、今一度「地域維持型契約方式」という定義を教えてくださいたいと思います。

【長崎地方振興課長】 まず、「包括的な契約」といいますのは、例えば道路管理で言えば、夏場の通常の維持管理や草刈りといった仕事と、冬場の除雪作業を1本の契約で出す、あるいは、道路の管理と河川の管理をまとめて1本で出すなど、そういった本来異なる仕事を1つにまとめて出すというものを「包括的な契約」と呼んでおります。

それから、「地域精通度の高い建設企業」というものは、平たく言えば、地元業者といえますか、地元のことをよくご存じの地元の建設業者の方々のことです。そういう方々にこの「地域維持型契約方式」の中で、一種のJVを数社で組んでいただいて、そこに落札してもらえれば、工事を実際にどの企業がやられるかというのはJVの中で調整できることになると思います。そういう形で、本来なら異なる仕事をまとめる、さらに、それをいわば地域の業者さんのグループに落札してもらおうということで、安定的な仕事が確保でき、それによって産業の維持、雇用の維持ということを図っていこうという契約方式です。これは昨年の夏に閣議決定でそういうことができるようにします、ということになったものです。

【高橋委員】 わかりました、ありがとうございます。

【西村分科会長】 よろしいでしょうか。

それでは、後お三方ということで。木村委員、お願いします。

【木村委員】 私は1つだけ、9ページの117番「エ バスによる交通の確保」について、これは第5次と第6次で特に変わらないということで、雪に対してバス停留所の耐雪化や情報提供など、必要なことは書かれていますが、一方でバスの車両がすごく古くて、それがお年寄りには乗りにくいということがあります。最近は制度的には、ノンステップバスやワンステップバスなどの車両を導入するためのいろいろな補助がありますが、雪国の場合はなかなかそれが進んでいないというのが現状です。できれば、そういうユニバーサルデザインというか、バリアフリーな車両の導入促進など、そういうことをぜひ記述していただき、さらに促進していただきたいと思います。

【西村分科会長】 3つお伺いした後に答えてください。

それでは、對馬委員、どうぞ。

【對馬委員】 8ページの116番「航空機による交通の確保」について、航空機の安定的な運航には、滑走路の問題と航空機が飛行する空間の問題の2つがあり、滑走路がい

かに除雪されていても視界が不良だと引き帰す、ということがありました。今はそうっていないのかどうかはわかりませんが、つまり、滑走路だけでは安定した運航は確保できないので、空間に対する視界を確保するという対策が必要なのではないのでしょうか。そのため、この文章の最後の行について、「除雪体制の強化等に努める」としていただきたいと思います。雪は光の散乱が非常に強いので、視界が妨げられます。また、航空機一般に当てはまることだとは思いますが、濃い霧や強い雨の場合にも視界が妨げられてしまうんです。

【西村分科会長】      ありがとうございます。滑走路の除雪以外の対策も読み込めるようにしてほしいということですね。

それでは、京野委員、お願いします。

【京野委員】      細かいことなので、基本計画の検討の場にふさわしいかどうか疑問もあるのですが、流雪溝の促進ということが前回の計画にも今回の計画にも書かれており、実際になかった地域にも流雪溝ができて、車の通行は非常によくなったという実感を多くの方が持っています。一方、住んでいる地域の方々の立場に立って見た場合に、空家がなぜできるのか、そこにはいろんな要因がありますが、1つの要因はこの流雪溝だと思います。例えば、雪下ろしのようなものは非日常的なもので年に2、3回ですから、ある程度余裕がある家ならば人を頼めます。しかし、流雪溝の投雪のために毎日朝晩と家の前に雪が置かれていくので、人に頼んでその雪を寄せるとなると、おそらく十五、六万円もかかってしまいます。そこまでの余裕がある人もなかなかいないので、そうすると、若い人と同居していない世帯はご自分でなさることになり、その負担が非常に大きいものとなります。流雪溝への投雪は全町一斉に行うものですから、自分のところだけやらないと、周囲の手前、非常に都合が悪いので、腰痛があっても、風邪を引いても無理してやることになります。そうすると、ついに耐え切れなくなって、まだ住めるけれども息子さんのところに行く、あるいは、介護ハウスに行ってしまう、そのようなことが空家ができる1つの要因だと思います。ですから、特に市町村道や県道の場合は予算の配分の問題になるとは思いますが、家の前に置いた雪を定期的にある程度は排雪するという、そういう予算の配慮が必要ではないのでしょうか。

それともう1つ、細かい話ですが、流雪溝の仕様の問題について、今はアルミのふたが普及している地域も一部あるようですが、従来からの流雪溝はふたが非常に重いんです。若い方でも持ち上げてみればわかりますけれども、30代の方でも「えいや」と声をかけ

て持ち上げないと持てないほどの重いふたなんです。そのふたを70代の方が朝晩持ち上げるということは、やはり大変うまくないと私は思いますので、基本計画の流雪溝の促進の部分に書くことではないとは思いますが、アルミのふたは軽くて丈夫ですので、ふたの仕様というような点について、暮らしに着目した視点でぜひ配慮をいただきたいと思います。これは私からの要望でございます。

【西村分科会長】 ありがとうございます。今の点は文章としては特に載っている部分ではないですが、要望ということですね。

それでは、バスと航空機と流雪溝の問題について、何かありますが。

【航空局】 航空局でございます。先ほどご指摘の項目につきましては、担当と相談しまして、内容を少し検討させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【西村分科会長】 バスのユニバーサルデザインの件はいかがでしょう。

【自動車局】 自動車局でございます。バスのバリアフリーの促進というお話がありましたが、自動車局でもバリアフリーの促進を現在進めておるところでございます。引き続きバリアフリーの促進に向けて、働きかけ等々行ってまいりたいと思います。

【西村分科会長】 文言としてはこのままで、別に検討するということですね。

流雪溝の問題点に関してはご要望だということでしたが、どうでしょうか。

【道路局】 道路局でございます。流雪溝が当初導入されたときは、堆雪がなくなるということで非常に喜ばれていたということですが、高齢化に伴いまして、その流雪溝の投雪のご負担が増えているということは、今自治体さんからもそういうお話を伺っております。一方で伺いますのは、それを市が全部やることになると、豪雪地帯は高齢化が進んでいる地域が多いので、行政事業が一举に大きく膨らんでしまうということです。今は試行錯誤と申しますか、各自治体さんもその悩みを抱えながら、今後の解決に向けて考えていく状態だと伺っております。私どもといたしましても、その状況をウォッチしながら、引き続き検討してまいりたいと思っております。

【西村分科会長】 別途検討するということですね。

それでは、たくさんご意見が出ましたが、そのほかに今日ご欠席の泉田委員から文章が出ておりますので、これに関しても紹介していただけますか。

【長崎地方振興課長】 お手元の資料の中に、資料番号を振っていない「豪雪地帯における課題について」という一枚紙が泉田特別委員からいただいたもので、内容としては3点ございます。

1 点目が「地吹雪等による車両滞留時の対策について」ということで、現行では道路の管理者がそれぞれ異なるため、総合的・一体的な対応ができないという問題認識のもとに、広域的自治体が主体となって一体的に対応を進めるための調整の仕組みづくりの検討をお願いしたい、ということでございます。

2 点目が「冬期間の航空機による交通の確保について」ということで、国管理の空港ではいろいろ取り組みが行われているが、一部ではまだまだ長時間に及ぶ滑走路閉鎖等がある。新幹線が豪雪地帯で止まらないのと同様に、飛行機についても冬期の安定運行が確保されるように検討をお願いしたい、ということでございます。

そして、3 点目が「空き家に係る除排雪の管理の確保について」ということで、倒壊等により危害が及ぶおそれが著しく高い一方、雪下ろしのために立ち入ったりするにはいろいろ課題がある。ついては、緊急やむを得ない場合に空き家の除雪が適切にでき、かつ費用が回収できるような仕組みを法整備も含め考えてほしい、という意見書をいただいております。

【西村分科会長】 これに関してはどうお考えになっているのでしょうか。

【長崎地方振興課長】 1 点目の地吹雪等による車両滞留時の対策につきまして、総合的・一体的な対応ができないという問題点のご指摘ですが、そういう地吹雪や豪雪のときに車両の滞留を防止するための道路管理者等関係機関による情報連絡本部というものを、現在でも国道事務所等に設置して対応しているところでございます。ただし、それ以上の問題、つまり、道路の通行止めによりまして帰宅困難者が出るとか、そういった道路管理以外の部分については、今後の課題として検討していく必要があるかと思っております。

それから、2 点目の冬期間の航空機による交通の確保について、新幹線が止まらないように航空機についても、というご意見でございますが、現在の基本計画にも書いておりますけれども、効果的な除雪方法の確立や除雪体制の強化といったことに努めております。具体的には、雪が降ったときに除雪開始時間を最適にするとか、あるいは、融雪剤の散布方法を見直すとか、そういった取り組みによってより効果的・効率的な除雪方法の確立に努めているところでございます。また、除雪機械における新しい技術の動向といったものにも注目をいたしまして、その導入に向けた検討を行うこととしております。そういった取り組みで得られた知見を、国管理空港に限らず地方管理空港にも提供していくという取り組みを進めてまいりたいと思っております。

3 点目の空き家に係る除排雪の管理の確保について、民法の事務管理及び条例等による

取り扱いでは円滑に対応できないというご指摘ですが、災害対策基本法の第64条に応急公用負担等という規定がございます、この規定に基づきますと、市町村長が緊急の必要性があると判断した場合は、敷地に立ち入って除雪ができるということになっております。ただし、かかった費用を円滑に回収できるかといったことはまた別問題でございますので、そういった点も含めまして、空き家対策全般につきましては検討すべき課題がいろいろとたくさん残っております。引き続き関係府省及び地方公共団体の皆様と連携しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【西村分科会長】 ありがとうございます。今の点に関しましては、基本計画そのものに対して特に訂正するというよりも、今後の対策としてやっていきたいということですね。

このほかには何かございますか。

【北村委員】 1つだけ、お願いという形で結構なんですが、11ページの「ア 農業の振興等」について、赤いアンダーラインの2行目の真ん中のあたりに「人材を確保する」とありますが、このご時世でございますので、「女性の積極的な参加」、もしくは「女性をはじめ豊かな人材を」などと、「人材」の言葉の中に入っているとは思いますが、ぜひとも「女性」の文言を入れていただきたいと思っております。農水省さんでは、各JAの理事に2名の女性理事を入れなさいというクォータ制すすめていらっしゃると思いますので、ご理解いただけるのではなかろうかと思っております。

【西村分科会長】 いかがでしょうか。これは農水省の担当の方はいらっしゃいますか。

【農林水産省】 女性の登用ということについて、多分文言を入れることは大丈夫かとは思いますが、今日は担当が来ておりませんので、持ち帰って検討してまいります。

【北村委員】 お願いいたします。

【西村分科会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。いろいろな課題、最終的にまとめるに15か所か20か所ぐらい出まして、中には今すぐ応答できないということもありましたので、持ち帰っていただいて、どういった変更ができるかということに関しては検討していただくことにしたいと思います。いずれにしても、先ほどのお話にもありましたように、あまり時間をかけずに、今年の冬からこの基本計画がきちんと生きるよう、迅速に対応したいと思いますので、今まで出たご意見で案文の修正が必要な点に関しては、私分科会長にご一任いただくということで進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【西村分科会長】 ありがとうございます。それでは、当分科会としましては、基本計画の変更案の一部修正を求めるといふことにし、その旨を国土審議会会長から3大臣に答申していただくよう、手続を進めてまいりたいと思います。

また、本日いただいたその他のご意見等につきましては、議事録に残すとともに、関係府省において基本計画に基づく施策の実施に当たり、十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

議事には「その他」とありますけれども、ほかにご意見等ございますか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、これで終了したいと思います。本日の議事の概要につきましては、議事録とは別に速やかに公表したいと思いますので、よろしく申し上げます。

では、最後に、大森国土政策局長より一言ごあいさつをいただきたいと思います。

【大森国土政策局長】 今日貴重なご意見、また、切実なご意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。

特に、非常に多岐にわたる様々なご質問を、関係各省も参っているところではございますが、すぐにお答えできなかった部分が多かったということについては、非常に申しわけなく思っておりますので、事実関係等について、できるだけ速やかにそれぞれの委員にお答えできるようにしたいと思います。

それから、一番最初に西村分科会長からもお話がありましたように、今年の3月末に改正豪雪法が通っておりますので、今冬からきちんと対策をとっていかなければならないので、できればこの基本計画の変更を早急に閣議決定まで持っていきたいと思っております。これから西村分科会長と文言について調整をさせていただきまして、今年の雪に間に合うような豪雪対策をきちんと整理をさせていただきたいと思っておりますので、これからもご指導等よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【西村分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして国土審議会第5回豪雪地帯対策分科会を閉会したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

— 了 —